

品川区補助教材費保護者負担軽減事業実施要綱

令和6年3月22日教育長決定

品川区教育委員会要綱第9号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区立学校に在籍する児童および生徒に対し、在籍校での教育活動に要する補助教材等を給付することにより、義務教育に係る保護者の経済的負担の軽減を図る「品川区補助教材費保護者負担軽減事業」（以下「本事業」という。）の実施に必要となる事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、品川区立小学校および中学校ならびに義務教育学校の前期課程および後期課程（以下「区立学校」という。）に在籍している児童および生徒（以下「児童生徒」という。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育長は、直前の在籍校の休学期間を理由とした一時的な編入その他の事情により、区立学校での在籍が短期間に限られることが予め明らかである者を対象者とししないものとする。

(対象教材)

第3条 次の各号のいずれかに該当する補助教材等を本事業の給付対象とする。

- (1) 品川区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年品川区教育委員会規則第13号）第22条または第23条に該当する教材
- (2) その他教育長が前号に準ずる教材と認めるもの

(給付方法)

第4条 教育長は、児童生徒の在籍校の学校長に対し、前条の補助教材等の購入のために必要な費用（以下「補助金」という。）を交付することにより、当該児童生徒に現物を給付する。

(交付額)

第5条 補助金の額は、児童生徒が事業年度の1年間に使用する第3条の補助教材等の購入に必要な額とし、当該額は、教育長が別に定める額（以下「一人当たりの単価」という。）を上限とする。ただし、教育長が必要と認めるときは、この限りでない。

(交付申請等)

第6条 学校長（区立学校の学校長をいう。以下同じ。）は、補助金の交付を受けようとするときは、第3条の補助教材等の購入のために必要な額を学年別に調査し、申請書兼口座振込依頼書（第1号様式）により申請しなければならない。

- 2 前項の申請額は、一人当たりの単価に当該学校に在籍する児童生徒の人数を乗じて得た額を上限とする。
- 3 学校長は、児童生徒の転入等により、さらに補助金が必要となったときは、第1項の申請方法に準じ、追加交付申請をすることができる。

(交付決定)

第7条 教育長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否および補助金の交付額を決定し、学校長に通知するものとする。

(請求)

第8条 前条の交付決定を受けた学校長は、速やかに請求書（第2号様式）を教育長に提出しなければならない。

(交付)

第9条 教育長は、前条の請求が適当と認めるときは、学校長に対し、補助金を交付する。

(補助金の管理)

第10条 補助金の交付を受けた学校長は、当該補助金を適正に管理しなければならない。

2 学校長は、事業年度の補助金の支出について、その支出内容を証する書類を整備し、当該年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(変更等申請)

第11条 学校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに交付決定変更承認申請書（第3号様式）により教育長に申請しなければならない。

- (1) 補助教材等の購入に要する額が、一人当たり単価を上回るとき
- (2) 申請内容を変更するとき
- (3) その他教育長が必要と認めるとき

(変更承認)

第12条 教育長は、前条の変更申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付決定変更承認通知書（第4号様式）により、不適当と認めるときは交付決定変更不承認通知書（第5号様式）により通知する。

(実績報告)

第13条 補助金の交付を受けた学校長は、第3条の補助教材等の購入を完了したときは、教育長の定める日までに、実績報告書兼精算書（第6号様式）を教育長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 教育長は、前条の実績報告書兼精算書を審査し、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書（第7号様式）により学校長に通知する。

2 前項の規定による金額確定の結果、既に交付を受けた額が当該確定額を超えるときは、学校長は、定められた期限までに教育長にその差額を返還しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 教育長は、学校長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の

交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の目的に使用したとき
- (3) 補助金の交付決定の内容またはこの要綱の規定に違反したとき

2 学校長は、前項の規定による交付決定の取消しにより過払いとなるときは、教育長の指定した期限までに遅滞なくこれを返還しなければならない。

(状況報告)

第16条 学校長は、本事業の適正な遂行を期するため、教育長が本事業および補助金の執行状況に係る報告または帳票等の提出を求めたときは、適切に対応しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育次長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

第1号様式（第6条関係）

補助金交付申請書兼口座振込依頼書

年 月 日

品川区教育長 あて

学校名

住所

学校長氏名

品川区補助教材費保護者負担軽減事業実施要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。また、私への支給が認められたときは、補助金を下記の口座に振り込んでください。

記

1. 交付申請額

金

四

2. 内訳

[illegible]

3. 振込先口座

口座振替 依頼書	銀行・信用金庫・信用組合				本店・支店・出張所				種目			口座番号								
	金融機関コード				店舗コード				1 普通 2 当座											
	ゆうちょ銀行（右づめ）																			
	フリガナ																			
	口座名義人																			

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区教育長 あて

学校名
住 所
学校長氏名

請求書

品川区補助教材費保護者負担軽減事業実施要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 請求額
金

円

2. 内訳

学年	金額

第3号様式（第11条関係）

交付決定變更承認申請書

年 月 日

品川区教育長 あて

学校名

住所

学校長氏名

品川区補助教材費保護者負担軽減事業実施要綱第 11 条の規定により、先に決定を受けた申請内容の変更に承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 変更内容および理由

2. 追加交付申請額

金 円

3. 内訳

[illegible]

第4号様式（第12条関係）

年 月 日

様

品川区教育委員会教育長 印

交付決定変更等承認通知書

品川区補助教材費保護者負担軽減事業実施要綱第12条の規定に基づき、先に申請のありました交付決定の変更について、次のとおり承認することを決定しましたので、通知します。

記

1. 承認内容

2. 備考

第5号様式（第12条関係）

年 月 日

様

品川区教育委員会教育長 印

交付決定変更不承認通知書

品川区補助教材費保護者負担軽減事業実施要綱第12条の規定に基づき、先に申請のありました交付決定の変更について、次のとおり承認しないことを決定しましたので、通知します。

記

1. 不承認理由

2. 備考

第6号様式（第13条関係）

年 月 日

品川区教育長 あて

学校名
住 所
学校長氏名

実績報告書兼精算書

品川区補助教材費保護者負担軽減事業実施要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり実績報告し、精算します。

記

1. 執行実績

学年	既交付額	充当額	余剰額
合計額			

2. 精算

上記1のとおり実績報告し、余剰額の合計として、下記の額を返還いたします。

金 円

第7号様式（第14条関係）

年 月 日

様

品川区教育委員会教育長 印

交付額確定通知書

品川区補助教材費保護者負担軽減事業実施要綱第14条の規定に基づき、先に提出のありました実績報告書兼精算書について審査した結果、下記のとおり額を確定しましたので、通知します。

記

1. 既交付額

金 円

2. 実績額

金 円

3. 交付確定額

金 円

4. 備考